



愛心大平台新住民關懷計畫の医療補助サービス

本市は109年1月1日から「愛心大平台新住民關懷計畫」の医療補助サービスを始まり、本市に住んでいる新住民であれば、結婚後初めて在留入国六か月まだ全民健康保険に加入していない前、事故或いは病を患い、自分が医療費用を負担する者、医療費用の負担を軽減為には、本市の全ての戸籍事務所で医療補助の手続きをすることができる、新住民は医療補助の原因が発生の後、或いは六か月内医療費用の領収書を提出して申請する、受理した戸籍事務所にて審査及び支給をする。

一、補助対象：

本市に住んでいる新住民（国民の配偶者）本人、結婚後初めて在留入国六か月まだ全民健康保険に加入していない前に、突発の事故或いは病を患い、健康保険が使えない、自分で医療費用を負担する者。

二、補助基準：

1. 自己負担医療費用が新台幣ドル（以下同様）一万元以下の者は、自己負担金額の百分の五十を補助する。

2. 自己負担医療費用が一万元を超え二萬元以下の者は、自己負担金額の百分の六十を補助する。
3. 自己負担医療費用が二万元を超え三萬元以下の者は、自己負担金額の百分の七十を補助する。
4. 自己負担医療費用が三万元以上を超えた或いは特殊なじょうきょうの者は、本局の専案批准後に自己負担金額の百分の八十を補助する。
- 5 同一の補助対象への最高補助金額は五万元。

三、 申請手続き

(一)申請時間：新住民本人が医療補助の原因が発生の後或いは六か月内の医療費用の領収書を提出して申請する。本人が申請できない場合は他人に代理して申請する。

(二)申請機関：本市の全ての戸籍事務所にて申請し、受理した戸籍事務所にて審査及び支給をする。

(三)健康保険資格審査：申請受理した戸籍事務所にて、新住民が結婚後初めて入国の六か月に確かに全民健康保険を加入していないの審査が必要、または申請資格の審査と認可をする。

(四)提出書類：

- 1.申請書（新北市政府民政局ホームページ <https://www.ca.ntpc.gov.tw> にてダウンロード或いは各事務所に取り寄せる）。
- 2.健康保険体系の病院のオリジナル診断証明書。

- 3.健康保険体系の病院のオリジナル領収書。
- 4.オリジナル在留証。
- 5.新住民本人の金融機関の通帳カバーのコピー。
- 6.受託人のオリジナル国民身分証明証及び委託書。